

平成25年12月19日

吉原稔法律事務所

弁護士 石川賢治 先生

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6番8号

OLCビル3階

みずほ総合法律事務所

TEL06-6363-2924・FAX06-6361-1330

株式会社カネボウ化粧品代理人

弁護士 井上隆晴



弁護士 井上卓哉



弁護士 高橋康介



ご 連 絡

前 略

貴職から頂きました「本年11月27日付回答書に対する回答」とのファックスについて、ご連絡をいたします。

貴職の上記ファックスの内容によれば、先の申入書は、貴職が受任された案件ではなく、相談にこられた白斑被害者の方からの苦情、要望の声に基づくものようであり、申入書の内容からしましても、概ね苦情、要望といった趣旨のものであると考えられます。そうであれば、貴職に対してご回答を差し上げるより、むしろ当社におきまして、お客様からの苦情、要望の情報として処理をさせて頂き、検討のうえ、必要に応じ当社ホーム

ページなどで対応させて頂くことが、多数の白斑発症者の利に資することになることと存じます。

また、当社は、白斑発症者の方に、個々の事情に応じた対応をすべく、個別にご訪問、ご面談をさせて頂いたうえで、治療等についてのご相談、補償等についてのご説明、定期的なアフターフォローの実施などを対応の基本とさせて頂いております。したがって、ご要望などがありましたら、そのご面談の際に伺わせて頂くことが、より個々の白斑発症者の方のためになるものと考えております。

なお、当社では、上記のご訪問、ご面談を鋭意進めさせていただいておりますが、なにぶんにも多数のお申し出者がおられ、場合によってはご連絡に相当程度の日時を要しているケースも発生しております。もし、ご相談者の中にご連絡が遅れている方がいらっしゃるようでしたら、当該ご相談者の方の住所・氏名をお知らせいただければ、確認のうえ必要な対応をさせていただきたく存じております。

草々